(案)

大 阪 府 環 境 審 議 会 廃棄物処理計画部会運営要領

第1 趣 旨

大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第2項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第2項の規定に基づく廃棄物処理計画の策定について検討を行うため、大阪府環境審議会に廃棄物処理計画部会(以下「部会」という。)を置く。

第 2 組 織

(1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

条例第2条第1項第1号に規定する委員 4人以内 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干人

(2) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3 会議

部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

第4補則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会 長が定める。

附 則

この要領は、平成18年 月 日から施行する。